

財務省告示第三百三十九号

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年八月三十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十七年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第八十

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び国債

三 振替法の適 九 整理基金特別会計法（明治三十

用等 成 社債等の振替に関する法律（平

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

争入札発行」という。）の規格競

五

方 募
入 決 定
法 入 決 定
の の

イ

各 申 込
み の か
ら その
う ち
申 込
募 額
を 順
次 割
り

口

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申
込 募 額 を 割 り 当 て る 。

ハ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

イ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

六

イ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

ハ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

口

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

イ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

ハ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

口

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

イ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

ハ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

口

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

イ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

ハ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

口

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

イ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申

別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発	十	十	九	八	八	七	
参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行	口	イ	振	額	最	口	
加 場 び 札 格 第 参 市 場 行 争 行			替	低	行	払	
者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日			単	額	争	込	
			位	面	入	金	
				金	札	額	
					発	争	
					競	入	
					競	札	
					競	格	
					競	競	
				五	六	六	六
				万	百	千	百
				円	四	四	四
					十	百	十
					億	五	二
					千	十	億
					六	一	
					百	億	
					六	四	
					十	千	
					六	九	
					十	百	
					六	三	
					万	十	
					九	三	
					千	万	
					九		
					百		
					四		
					十		

平成十七年八月三十日

す。の記載又は記録は、最低額と

十三銭の金額につき九十九円七

十額面金額の上のそれぞれ九十九円七

十
三
二

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競
み 子 率 行 争 非

(一) 年

二・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{71}{365}}{100}$$

(二)

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

十
四

初
期
利
子

平成十七年十二月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{1}{2}}{100}$$

十
五

第
二
期
以

毎年六月二十日及び十二月二十

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限
子

平 財 日 額 平 る い 日
成 務 本 面 成 利 て を
十 大 銀 金 成 子 を そ の 支
七 臣 行 額 十 七 支 の 日 払
年 か 百 七 年 払 日 以 し
八 通 円 六 月 月 前 六 各
月 知 を つ き 月 間 月 月 支
三 受 づ き 二 間 間 間 支
十 け 百 十 日 間 間 間 払
日 け 円 日 日 日 期
者 者 者 者 者 者 者 者
者 者 者 者 者 者 者 者
者 者 者 者 者 者 者 者
者 者 者 者 者 者 者 者